

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和7年度球磨川水難事故防止体験学習会運営
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 飯島 直己 八代市萩原町1-708-2
契約締結日	令和 7年 6月10日
契約の相手方の氏名及び住所	NPO法人 球磨川アドベンチャーズ
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥990,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 件 名 : 令和7年度球磨川水難事故防止体験学習会運営

2. 履 行 場 所 : 八代河川国道事務所管内

3. 随意契約の相手方: 名称 NP0 法人 球磨川アドベンチャーズ
住所 熊本県八代市松江城町3番12号

4. 随意契約適用法令: 会計法第29条の3第4項及び
予決令第102条の4第3号

5. 当該作業の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該作業の目的

本作業は、令和7年度球磨川水難事故防止体験学習会運営委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

2) 当該作業の内容

本業務は球磨川流域における安全な河川利活用に資するため、小学生以上の方を対象として安全な河川利用（水難事故防止等）を目的とした球磨川水難事故防止体験学習会（以下：体験学習）及び行政職員等による川の安全講習（以下：指導者講習）を企画・周知・運営するものである。

3) 契約に付する理由

本委託は、河川法99条に基づき、河川法施行規則第37条の6で定める河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人へ委託する業務である。

本委託の契約は、要件を満たし、かつ、受託を希望する複数の者に委託区間を分割して委託する方式である。

委託にあたって、委託内容等を公示し募集したところ、申請期間内に1者から申請書が提出され、1者が参加資格要件を有していた。さらに「河川法99条委託に関する審査要領」により、申請書を審査した結果、契約の相手方は、本委託を遂行するために必要な当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があると判断された。

よって、会計法会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、上記河川協力団体と随意契約を締結するものである。

八代河川国道事務所
河川管理課長